

令和4年度

包括外部監査報告書（概要版）

## 1 包括外部監査の概要

### (1) 選定した特定の事件（テーマ）

監査テーマ	保育事業などの子育て支援事業に係る事務の執行について
監査対象部局	郡山市こども部
監査の範囲	令和3年度に執行したもの。 ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。
特定の事件を選定した理由	保育事業については、子ども人口の減少が見込まれる一方で、保護者のパートタイム就労からフルタイム就労への転換など、就労状況の変化により今後も保育ニーズの増加が見込まれており、当事業が経済性・効率性・有効性の面から適切に実施されているか、包括外部監査人の立場から検討を加えることは意義が大きいものと判断したため。

### (2) 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

#### ・包括外部監査人

田 中 亮 （公認会計士）

#### ・補助者

齋 藤 紀 朗（公認会計士）、宗 形 隆 司（公認会計士）

阿 部 哲 （公認会計士）、村 上 芳 文（公認会計士・弁護士）

勝 田 博 之（公認会計士）、小 倉 昇 （公認会計士）

### (3) 監査の方法

合規性（関連する行政法規に違反していないか）、経済性（無駄なコストがかかっていないか）、有効性（目的とした成果をあげているか）、効率性（より効果のでる方法はないか）といった視点から、関連部署の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。

## 2 幼児教育・保育事業の概要

国では、平成 27 年 4 月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせた。新制度により、地域の実情に応じて認定こども園の普及を図るとともに、「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「家庭的保育事業」などの地域型保育事業を創設した。その後、平成 28 年には、従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援することを目的に、「企業主導型保育事業」などを創設した。

さらに、保育・幼児教育の重要性や少子化を背景に、これまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化の取り組みを一気に加速させるとし、令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までのすべての児童及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の児童について、利用料を無料化する「幼児教育・保育の無償化」を実施している。

## 3 郡山市における子育て環境の現状

日本では、少子化の進行、人口減少は深刻さを増し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によれば、今後も少子化と人口減少が進むと推計されている。特に、若い世代の婚姻数の減少や初婚年齢の上昇が出生数に大きく影響を与えている。また、女性の就業率が上昇しているが、その背景には女性の高学歴化や意識の変化に加え、女性活躍推進法（平成 27 年）が施行されるなど、女性が活躍できる社会づくりに取り組んでいることが考えられる。今後も人口の減少に伴い、女性の就業率は上昇していくことが見込まれる。

郡山市でも上記と同様の動きを示している。人口減少に伴い女性の就業率が上昇し、共働き世帯が増加している。世帯構成においては、児童がいる核家族世帯やひとり親世帯の割合が増加傾向にある。このような子育て環境の変化を受け、郡山市では、法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画である「第 2 期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を令和 2 年 3 月に策定し、各種施策に取り組んでいる。

4 監査の結果（指摘事項及び意見）

No	項目【種類】	内容	参照頁
こども政策課			
1	基金の活用について（すこやか子育て基金費）【意見】	<p>基金の活用に関しては、こども部各課から基金活用事業を募り、郡山市まちづくり基本方針との整合する事業に対して、充当されている。充当額は、7,000千円を上限額として、充当希望額の70%という基準で決定されているが、この充当額の基準が郡山市すこやか子育て基金条例等で明確に定められているわけではない。基金の事業への充当が適切に行われるため、充当のための基準の明文化を検討することが望まれる。</p>	52
2	適切なモニタリング及び指導について（民間放課後児童クラブ補助事業費）【意見】	<p>補助事業に対しては、郡山市補助金等の交付に関する規則において、「必要に応じて補助事業等の遂行についての状況報告や調査を行うことができる」とこととされているが、本事業に関しては、児童クラブごとに、年に1度現場調査を実施し、会計状況、支援員の配置人数、利用児童数、施設の状況等について調査が行われていた。</p> <p>これは、児童福祉法第34条の8の3に定められる検査にも対応したものであり、「郡山市放課後児童健全育成事業運営状況チェックシート」に基づいて、必要な項目について、適切に調査が行われていた。</p> <p>なお、監査対象とした3事業所5クラブについては、同チェックシートを閲覧したところ、市のコメントとして要改善事項などの指導・助言の記述が散見された。要改善項目については、速やかに対応を求め、実績報告時において対応の有無を確認し、補助金の減額などの対応がなされているとのことであり、適切なモニタリング、対応が行われていたと判断した。</p> <p>制度初年度ということで事業者の認識不足に起因する事項もあったとのことであるが、補</p>	57

		助制度の目的を達成するため、民間児童クラブの質の向上へ向けて、児童福祉法に基づく立入調査とも併せ、さらに適切なモニタリング及び指導を行っていくことが望まれる。	
3	事務移管について（認可保育所等整備補助事業費）【意見】	<p>本事業は、令和3年度から、従来保育課で行われてきた保育所の設置認可に関する業務をこども政策課に移管された事業であり、令和5年度から、再び保育課への事務移管が決定されている。この理由について、「令和5年4月1日付行政組織改編に係る意見・要望調書」その他関連資料を閲覧するとともに、担当者へ質問を行った。</p> <p>認定こども園等の設置認可に関する事項などでこども政策課と保育課での情報共有・利活用などで、申請者の利便性が向上しない状況が生じていること、また、認可（増やす）と公立保育所の統廃合（減らす）の保育量見込みに関する情報の一元化が必要であること、さらに、保育所待機児童解消に伴い裁量余地の多い認可事務が求められるなど、戦略性の高い保育行政を推進する必要があることなど、令和3年度の事務移管時に想定していなかった状況により、非効率等が生じており、保育課への事務移管の必要性が高まっているとのことであった。</p> <p>当初の想定を超える非効率が顕在化したこととはいえ、当初想定した事務効率化は達成できず、事務移管から2年間で再移管となった事実を鑑み、当初の事務移管の必要性や効果の検討にあたって、想定が十分であったのかについて、適切な検証を実施されることが望まれる。</p>	62
こども家庭支援課			
4	返還金の分割払いについて（児童扶養手当費）【意見】	<p>市は返還金額について原則である一括の返還を求めたが、返還対象者は、一括での返還金の用意が難しいとのことから、分割払いで返還の依頼を申し出て、市に対して、書面を提出した。しかしながら、その書面は、以下の記載を内容とする対象者の手書きによる簡便なものであった。</p> <p>すなわち、申出書の記載は「児童扶養手当返還金 1,011,250 円について次のとおり返還い</p>	73

		<p>たします。」「第1回令和3年11月20,000円～第50回令和7年12月20,000円、第51回令和8年1月11,250円」との記載があり、加えて、「日付、住所、氏名」との記載があるのみであった。市を宛先とするとの記載はなく、分割払いの内容も大部分は「～」と省略されていた。</p> <p>本件のような簡易な申出書であっても、市が当該申出書に基づいて返還対象者に対して分割払いの納付書を送付しているところからすると、当該申出書は市側にとっては重要な手続を行う根拠資料となるのであるから、市側で、簡便な内容の書面を認めるのではなく、書式を用意するなど手続を整理すべきである。</p>	
保育課			
5	<p>第三者評価受審の促進について（特定教育・保育施設等補助事業）【意見】</p>	<p>社会福祉法第78条は「社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない」と自己評価について努力義務を規定している。</p> <p>行政監査は、経営（財務）状況や福祉サービスの提供方法等、社会福祉施設の運営について定めた最低基準及び各種法令等を満たしているかについて、定期的に所管の行政庁が確認するものであるが、第三者評価は、事業者の経営理念、基本方針、職員の育成、地域との交流のほか、食事の提供方法や健康管理等の具体的なサービスについて評価するものである。したがって、事業者が実施するサービスの質に着目して行うという点で、行政監査と第三者評価は根本的に異なるものである。この第三者評価受審は以下のようなメリットがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在利用者へ提供しているサービスの質について改善すべき点が明らかになる。</li> <li>・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となる。</li> <li>・第三者評価を受審する過程において、職員の自覚、改善意欲の醸成及び共有化が促進される。</li> </ul>	99

		最近、全国的に保育施設等の不祥事が多く報道されている。不祥事の要因となる様々な問題を早急に洗い出す必要がある。受審する施設側の負担も考慮しつつも、積極的な受審を促すよう検討されたい。	
6	ホームページ上の交付要綱の更新について（私立保育園職員研修費補助金）【指摘事項】	「郡山市私立保育園職員研修費補助金交付要綱」は、平成17年4月1日に制定され、その後平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成28年1月26日、平成29年4月1日及び令和3年4月1日にそれぞれ改正が行われている。現在の交付要綱は上記（ア）に記載のとおりであり、補助金の上限は400,000円となっている。しかしながら、現在のホームページ上に掲載されている交付要綱は平成28年1月26日改正のものであり、最新の交付要綱ではなく補助対象金額が異なっている。（令和5年2月15日より公開） 交付要綱が改正された場合には、適宜ホームページ上での掲載も最新版に更新すべきである。	115
7	交付要綱のホームページ公開について（幼稚園型一時預かり事業補助金）【意見】	当該補助金の交付要綱がホームページ上で公開されていなかった。担当者へ確認したところ、未実施の幼稚園も含めて全ての幼稚園に次年度実施の確認をしているため公開はしていないとのことであるが、随時確認ができるようホームページ上に公開すべきである。（令和5年1月17日より公開）	123
8	交付要綱のホームページ公開について（認可保育所等障害児保育補助金）【意見】	令和3年度時点では当該補助金の交付要綱がホームページ上で公開されていなかった。（令和5年1月11日より公開）。交付要綱の内容は随時確認ができるよう、補助金が創設された都度ホームページ上に公開すべきである。	135
9	過年度の口頭指摘事項への対応について（指導監査）【意見】	文書指摘事項については、市から施設への文書通知後、施設から改善状況についての報告を求めることとなっているが、口頭指摘については、市から施設への文書にて通知はされるものの、施設からの改善状況の報告は求めている。 前年度で口頭指摘事項とした事項については、前年度の指摘事項を参考資料として持参	154

		<p>し、確認しているとのことであるが、各指導監査の監査調書等の資料を閲覧したところ、翌年度の監査で改善状況の確認がなされているかが不明確である。</p> <p>口頭指摘事項については、軽微ながらも法令等の違反があり、市から文書で通知がなされている項目であることから、翌年度の監査において改善状況について確認した結果を監査調書に明示的に記載することが望ましい。</p>	
--	--	--	--